

東京都資源管理方針別紙1-2に規定する東京都八丈地区くろまぐろ（大型魚）漁船等漁業における当該特定水産資源の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えるおそれが著しく大きく、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第2項第1号に掲げる場合に該当すると認め、東京都特定水産資源の漁獲量等の報告及び採捕の停止に関する規則第4条第1項の規定に基づき、採捕停止命令を发出します。

令和6年3月25日

東京都知事 小池 百合子